

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の服務規律確保のための取組

職員は全体奉仕者として誠実、公正に職責を遂行することを義務付けられています。交通違反や不祥事を防止し、市民のみなさんからの信頼を確保できるよう「伊達市職員の服務の手引」を作成し、定期的に周知しています。

(2) 営利企業への従事

職員は、職務上の注意力の全てを職責遂行のために用い、その職務にのみ従事することが基本的義務です。また、自治体との間取引などの利害関係を持つことは、職務の公正な執行を妨げる恐れがあります。このため、勤務時間の内外を問わず、職員が営利企業などに従事することは原則として制限されています。

しかし、適正な職務遂行、公正な行政執行などを阻害しないと認められる場合には、営利企業などへの従事が許可される場合があります。

(令和3年度)

営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合	1人
自ら営利企業等を営む場合（農業、借家業）	1人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（各種調査員）	11人

8 職員の退職管理の状況

退職者のうち再就職した者の内訳

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

離職時の職 再就職先の名称	離職日 再就職日	再就職先の業務内容 (再就職先における地位)
総務部長 株式会社 伊達観光物産公社	令和4年3月31日 令和4年4月1日	施設の管理業務 (だて歴史の杜カルチャーセンター館長)
教育部だて歴史文化ミュージアム館長 株式会社 伊達観光物産公社	令和4年3月31日 令和4年4月1日	施設の管理業務等 (だて歴史文化ミュージアム館長)